

府中市市民活動センター 運営協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 府中市市民活動センター プラッツ（以下「プラッツ」という。）が、市民活動及び協働のまちづくりを推進し、公正公平で効果的効率的な事業・施設の運営を行うため、意見交換及び協議を行い、センター運営の改善・向上に活かすことを目的とし、運営協議会を設置する。

(構成)

第2条 運営協議会は、プラッツを利用したことがある方、若しくはイベントや講座などに参加したことがある方を対象として、次に掲げる各号1名以上の委員10名以内で構成する。

- (1) 市民またはプラッツ登録団体以外の団体の構成員等
- (2) プラッツ登録団体の構成員等
- (3) 自治会等地縁型活動団体の構成員等
- (4) 市内事業者
- (5) 有識者
- (6) 市職員
- (7) 指定管理者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。再任は妨げない。

(役員の職務)

第4条 委員長は、委員の互選によって選任される。副委員長は委員長が指名する。委員長は協議会を代表し、その業務を統括する。会議の際、進行を担う。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、これに事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 指定管理者は、委員長・副委員長の対象としない。

(会議)

第5条 運営協議会の会議は、年度2回以上開催し、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開催できない。
- 3 協議会は、オンラインで開催する場合もある。
- 4 協議会の内容は記録し、市民が閲覧することができるよう、ホームページ等に掲載する。

付則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。